



1月広報

とうぶこうばん

東部交番だより

令和8年

1月号

松本警察署 東部交番
電話 0263-25-0110

『ためらわず正しく使う110番』

「110番」は、緊急の事件や事故が発生した際、その被害者や目撃者等から、いち早く通報を受け、負傷者の救護や犯人検挙などの警察活動を迅速、的確に行うための緊急通報用電話です。

県内での通報は、全て長野市の警察本部通信指令課につながります。
地域の安全・安心を守るため、110番の正しい利用をお願いします。

110番

- ① 何がありましたか？→交通事故、泥棒、けんかなど
- ② 場所はどこですか？→市町村、番地、目標物(交差点名、銀行、学校、病院コンビニ)など
- ③ いつのことですか？→「たった今」「〇分くらい前」など
- ④ 犯人は？→犯人の人数、性別、年齢、身長、体格、服装、車種やナンバー、色、逃走方向など
- ⑤ 今どうなっていますか？→けが人の様子、被害状況 など
- ⑥ あなたの住所、氏名 など

間違って「110番」してしまった…



- すぐに電話を切らず、「間違い」「事件事故ではない」と伝えてください。
- 電話を切った場合、折り返し電話をかけて事件・事故ではないか確認させていただきますので、必ず応答して説明するようにしてください。

○緊急ではない110番通報はしないでください
緊急でない110番通報は、
緊急を要する事件・事故への対応を妨げる原因
になります。



ご相談は「#9110」、ご要望やお問い合わせなどは、東部交番、松本警察署へ

「警察官」をかたる詐欺にご注意を！！

被害防止対策

- ★自宅固定電話への「特殊詐欺対策アダプタ」の設置「国際電話不取扱の申込」、「常時留守番電話設定」を行い、犯人からの電話を受けないようにしましょう。
- ★不審な電話を受けたら、家族や警察に相談
⇒相談は、#9110 又は 最寄りの警察署へ

